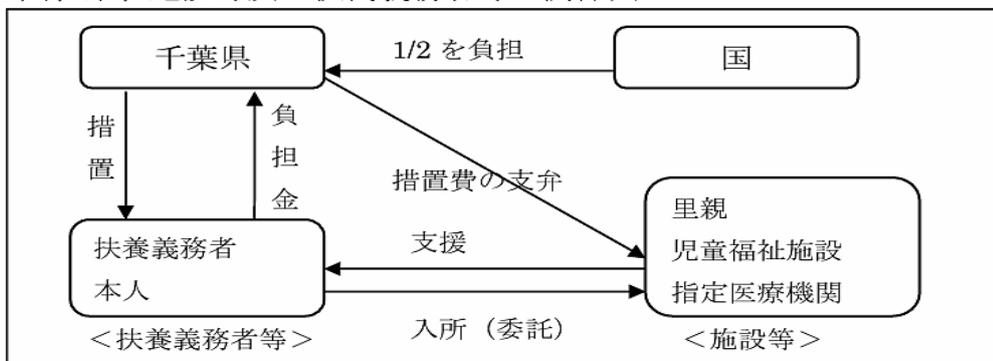


より負担能力の認定、費用の徴収及び滞納処分及び資料の提供に関することは児童相談所長に委任されている。

○国、県、施設等及び扶養義務者等の関係図



出典：児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアル

また、児童措置費負担金に係る児童福祉法の条文の内容は以下のとおりである。

- ア 県は、要保護児童を発見した者からの通告があった、又は警察官若しくは家庭裁判所から送致のあった児童について、児童福祉法第 27 条第 1 項各号のいずれかの措置（施設入所・里親委託・家庭裁判所への送致等）をとらなければならない。
- イ 児童福祉法第 56 条第 2 項で、措置をとった場合に、知事が本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を「児童措置費負担金」として徴収することができるものを規定している。児童措置費負担金を徴収する措置は、児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設等）への入所や通所、指定医療機関への委託、里親委託がある。措置の理由としては、児童虐待によるものや少年犯罪に係る裁判所の決定による施設の入所等が挙げられる。

② 千葉県の児童措置費負担金の債権管理の立場

児童福祉法第 56 条第 6 項に児童措置費負担金は「地方税の例により処分することができる」と規定しており、千葉県の「児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアル」（以下、本項において、「マニュアル」という。）の債権管理についての手続きは、地方税に準拠して作成されている。

ただし、児童措置費負担金は、児童の最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない、という児童福祉法の理念を鑑み、滞納処分が扶養義務者と児童のケースワークに悪影響を与える可能性があることなどを勘案し、財産調査や差押え等の着手にあたっては、ケース記録等を熟読し、担当児童福祉司の意見も聴取した上で、所内会議に諮るものとされ、地方

税の規定にかかわらず、柔軟に対応することを容認する立場をとっている。

第4章 未収金回収対策

1 滞納整理の定義

納期限までに納付されなかった児童措置費負担金については、①督促状を送付し、②文書や電話等での催告を実施し、また、③それでも納付されなかったときは財産調査→差押え→公売→取立等の滞納処分を行う。この一連の事務手続きを滞納整理という。

児童福祉法第56条第6項に児童措置費負担金は「地方税の例により処分することができる」と規定している。そして、地方税の滞納処分は国税徴収法に規定する滞納処分の例によると定めているので、国税徴収に準じて滞納処分を行うこととなる。

なお、県民負担の公平性・公正性の確保の観点から納付すべき資力が有るにも拘わらず納付しない等の悪質な事例については強制徴収も辞さない強い姿勢で臨むことは当然であるが、児童措置費負担金の性質上、財産調査や差押え等の着手にあたっては、ケース記録等を熟読し、担当児童福祉司の意見も聴取した上で所内会議に諮るものとする。 (※下線は監査人による。)

出典：児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアル

③ サンプル抽出方法

「令和4年度一般会計税外収入未済額」「令和4年度特別会計税外収入未済額」「令和4年度企業会計収入未済額」の3種類の収入未済額の明細を令和4年度末残高の大きい順に並べ替え、上位50件を抽出した。

この50件は、「債権名称」ごとに集計をしたものであるため、さらに、債権名称ごとにサンプルを抽出する作業が必要である。このため、児童措置費負担金（障害児童を対象）の「(調査票1) 税外収入未済に係る現況調査」の中の「(7) 収入未済額別の債務者数及び金額」のうち、金額的重要性のある収入未済額から5件選定した。具体的には、収入未済額が100万円超～300万円以下の債務者2名（2名中2名）と、10万円超～100万円以下の債務者50名のうち、異なる児童相談所から、金額の最も大きな3名（50名中3名）をサンプルとして選定した。

④ 案件情報

#	サンプル番号		ア	イ	ウ	エ	オ
1	債権の種類		強制徴収公債権	強制徴収公債権	強制徴収公債権	強制徴収公債権	強制徴収公債権
2	債権発生原因		児童措置費負担金	児童措置費負担金	児童措置費負担金	児童措置費負担金	児童措置費負担金
3	主債務者		A(中央児相)	B(中央児相)	C(中央児相)	D(市川児相)	E(柏児相)
4	連帯債務者、保証人、連帯保証人		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
5	措置による委託期間開始日		平成19年10月30日	平成25年4月1日	平成27年7月31日	平成26年4月2日	令和4年1月1日
6	措置による委託期間終了日		令和6年3月31日以降も継続措置中	平成29年3月31日	令和5年4月19日	令和6年3月31日以降も継続措置中	令和6年3月31日以降も継続措置中
7	～令和6年3月31日までの対象月の累積の総調定額		3,080,000円	1,613,380円	1,538,400円	928,400円	692,200円
8	～令和6年3月31日までの対象月の累積の支払済額		0円	31,900円	0円	53,400円	0円
9	～令和6年3月31日までの対象月の累積の不納欠損額(債権放棄)		1,364,400円	510,400円	562,000円	258,400円	0円
10	収入未済額(令和6年3月31日時点)	※1	1,715,600円	1,071,080円	976,400円	616,600円	692,200円
11	徴収不能引当金の個別引当額		0円	0円	0円	0円	0円
12	負担金の最終の対象月(令和6年3月31日の対象月までをサンプルの範囲とする場合)	※3	令和6年3月	平成29年3月	令和4年6月	令和6年2月	令和6年3月
13	#12の調定月		令和4年4月15日	平成28年6月14日	令和4年7月15日	令和6年3月14日	令和6年4月15日
14	#12の調定額		18,700	31,900	2,200	2,200	29,000
15	#12の督促日		令和4年5月20日	令和元年10月10日	令和4年8月19日	令和6年4月19日	令和6年5月20日
16	#12の債権の消滅予定日		令和11年4月19日	令和6年10月10日	令和9年8月19日	令和11年4月20日	令和11年5月21日
17	令和5年の催告日		令和5年10月31日	令和5年10月31日	令和5年10月31日	令和6年1月10日	令和5年12月15日
18	R6年の催告日(又は、予定日)	※2	令和6年10月3日	— (催促日前に時効による債権消滅)	令和6年10月3日	令和7年1月	令和6年12月20日
19	R5年度の財産調査の実施の有無		○	○	○	×	×
20	財産調査の結果、財産の有無		○	○	×	—	—
21	差押えの有無		×	×	×	—	—
22	債権放棄の有無		○(時効)	○(時効)	×	○(時効)	×
23	その他の債権消滅事由		無し	無し	無し	—	—

ア 収入未済額 1,715,600円

イ 収入未済額 1,071,080円

ウ 収入未済額 976,400円

これらア～ウまでの3件のサンプルは、中央児童相談所が担当している障害児童の保護者が債務者となっているが、令和5年度時点では全て取扱いを終結している案件である。ただし、徴収金の納付が滞っていることより、収入未済金として滞留債権が残高として残っている。児童措置費負担金は、措置時点から措置解除まで毎月、月次で徴収金が課されることとなるが、この3名の債務者のうち、アとウは負担金を一度も支払っておらず、また全員が督促日から起算して5年後の時効時点で、不納欠損処理をすることで、収入未済金が減額されている状況である。

エ 収入未済額 616,600円

オ 収入未済額 692,200円

エのサンプルは市川児童相談所、オのサンプルは柏児童相談所が担当している障害児の保護者が債務者となっている。これら2件は、令和5年度は、措置中の状態で、毎月徴収金が発生している。

エは、過年度には徴収金を支払っていた時期もあるが、平成28年11月より支払が滞っている状態が続き、令和5年度は徴収金の支払が行われていない。このため、督促日から起算して5年後の時効時点で、不納欠損処理をすることで、収入未済金が減額されている状況である。

オは、負担金を一度も支払っておらず、令和5年度も同様に徴収金の支払が行われていない。ただし、督促日から起算して5年後の時効が未到来であることより、毎月の徴収金額が累積して増加している状態である。

(2) 手続

児童措置費負担金の制度と未収金の概要を健康福祉部障害福祉事業課の担当者から聴取し、選定したサンプルを担当の児童相談所（中央、市川、柏）の担当者に、債権管理を含む取扱いについて、聴取するとともに、関係資料を閲覧することで、当該案件を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 児童措置費（民生費）負担金事務マニュアルの更新について（意見）

【現状・問題点】

マニュアルについて、改定が行われていない。このため、平成29年12月以後

の変更は、マニュアル上では反映されておらず、マニュアル記載内容が以下の事例のように現状とかけ離れた記載となっている。なお、マニュアルの改定がされないのは、税務や法律などに詳しい人員の確保が難しいことが理由であるとの説明を障害福祉事業課の担当者から説明を受けた。

(事例)

- ・徴収金額を算定する際に、所得税と住民税を指標として使用するとマニュアルには記載しているが、令和5年度時点では所得税は算定する際には除かれている。
- ・マニュアル上では障害児とそれ以外の児童の徴収金額の方法について区分されていないが、令和5年度時点では障害児にはみなし年少扶養控除を加味して算定しているのに対し、障害児以外の児童には加味していない。

出典：監査人作成

これに対し、各児童相談所の担当者からは以下のような説明を受けた。

- ア マニュアルの未更新への対応として、随時、規定などが変更された際に、児童相談所の担当者に、通知やテンプレートなどが、障害福祉事業課などから県庁内部の連絡ツールなどを介して送付されてくることで実務に対応している。
- イ 指示が体系的に行われているとは言い難く、通達も担当者のみへ送付されることがある。また、通達や指示文書等のデータがすべて主務課と出先機関が共有できる場所に保存され、必要に応じて閲覧できるような環境がとられていない。このため、日常の実務を行う際に、混乱することもあり、特に、新たに着任する職員に業務を理解してもらおう際も、対応に苦慮している。

【結果（意見）：障害福祉事業課、児童家庭課】

マニュアルの更新を適時にされたい。仮に、人員の確保が難しい場合であっても、通達や指示について体系的にすべて保存して閲覧できるようにされたい。

② 滞納整理の手続について（ア～オ、意見）

【現状・問題点】

中央、市川、柏の各児童相談所の担当者から、現状の滞納整理の運用は以下のようになっていると説明を受けた。

- ・督促：月次で書面で提出
- ・催告：年に一回、書面でのみ提出
- ・財産調査：年に一回、障害児を含め児童家庭課からの指示で実施。
- ・差押え：仮に、財産調査の結果、財産が確認された場合でも、児相内で差押えについて検討することもなく、過去にも実施したことがない。

一方で、マニュアルでは、文書催告でも、その時期は督促状発付から概ね1ヶ月経過後を目安に送付するとされ、文書による他、電話催告や臨戸も実施して徴収することとするという記載になっている。

また、差押えについても、「督促状（第二次納税義務者、保証人の場合は納付の催告書）を発した日から起算して10日を経過した日までに、その督促に係る児童措置費負担金が完納されないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならない（地方税法第68条第1項等）」と、マニュアルに記載されている。

これらのマニュアルとは異なる運用については、児童相談所内での会議に諮ることはされていないが、適切に会議に諮ったうえでの結論であれば、県の児童措置費負担金の対応としては許容されている。（(1) 概要 ②千葉県の子童措置費負担金の債権管理の立場参照）

【結果（意見）：中央児童相談所、市川児童相談所、柏児童相談所】

児童措置費負担金の滞納整理、催告・財産調査・差押えの際に、マニュアルとは異なる対応をする際には、ケース記録等を熟読し、担当児童福祉司の意見も聴取した上で所内会議に諮ることを要望する。特に、ア、イのように財産調査の結果、財産があることが確認された場合は、差押えの手続の実施の可否について十分に会議に諮った上で結論を出すことを要望する。

③ 児童措置費負担金の支払手段について（意見）

【現状・問題点】

児童措置費負担金の支払手段については、児童相談所が送付する納入通知書と口座振替（千葉銀行口座のみが対象）による支払の2種類の方法がある。

従来、上記の口座振替の登録手続については、千葉銀行の窓口に出向き、手続を行う必要があったが、窓口での手続に併せて、収入未済額を減少させるため、徴収金の口座振替の推進（令和4年10月1日よりウェブ口座振替受付サービスが開始され、銀行の窓口に行くことなくウェブ上での手続が可能）などの対策を行うことで、負担金の振り込みが利用しやすくするなどの工夫をしている。

一方、児童相談所の担当者からは、口座振替の銀行は千葉銀行のみである点な

どを挙げ、これは徴収率を上げるためには十分ではなく、他の銀行でも納付が可能となるような拡充やコンビニでの支払など、手数料のかからない支払手段の拡充が必要ではないかという意見を確認した。

【結果（意見）：障害福祉事業課、児童家庭課】

収入未済額の減少のため、徴収金の支払方法をより利用しやすくする対策を執ることを要望する。

8 健康福祉部・医療整備課：保健師等修学資金貸付金返納

(1) 概要

千葉県は、保健師等修学資金条例に基づき、保健師、助産師、看護師又は准看護師を養成する看護専門学校、高等学校若しくは大学(以下「養成施設」という。)に通学し、卒業後、千葉県内で保健師等の業務(＝看護業務)に従事する意思のある者に対して、予算の範囲内で、修学資金の貸付けを行っている。

将来千葉県内で看護師等の業務に従事しようとする者に対し、修学を容易にし、千葉県内における看護師等の確保及び質の向上に資することを目的とした制度である。

修学資金の借受人は、原則として貸付けを受けた修学資金を返還する債務を負うが、修学資金の内容に応じてその返還の債務の免除を受けられる。例えば、「一般貸付け」借受人は、養成施設卒業後の一定の期間内に、所定の資格を取得し、引き続き5年間県内で看護業務に従事した場合、修学資金の返還債務の免除を受けられる。

当制度の運用に関する条例・規則・マニュアルは下記の通りである。

- ・千葉県保健師等修学資金貸付条例
- ・千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則
- ・千葉県保健師等修学資金貸付金事務処理マニュアル

また、医療整備課が所管する未収債権金額の推移及び発生年度別の情報は下記のとおりである。

未収債権の決算データの推移 (R4~R5 年度分) ←

保健師等修学資金貸付金返納 (元金)

(単位: 円) ←

令和5年度					令和4年度					対前年 ⑤-⑩
調定		収入 ③	調定減額・ 不能欠損 ④	収入未済 ⑤ (①+②-③-④)	調定		収入額 ⑧	調定減額・ 不能欠損 ⑨	収入未済 ⑩ (⑥+⑦-⑧-⑨)	
繰越 ①	現年 ②				繰越 ⑥	現年 ⑦				
25,118,282	78,671,590	78,903,990	2,586,000	22,299,882	33,773,982	65,652,320	65,842,020	5,988,000	27,596,282	▲5,296,400

貸付利息

(単位: 円)

令和5年度					令和4年度					対前年 ⑤-⑩
調定		収入 ③	調定減額・ 不能欠損 ④	収入未済 ⑤ (①+②-③-④)	調定		収入額 ⑧	調定減額・ 不能欠損 ⑨	収入未済 ⑩ (⑥+⑦-⑧-⑨)	
繰越 ①	現年 ②				繰越 ⑥	現年 ⑦				
379,519	533,724	397,632	0	515,611	426,964	133,155	180,600	0	379,519	136,092

出典: 医療整備課作成資料

未収債権の滞納に係る発生年度別滞納件数及び滞納額の内訳 (令和6年5月31日現在) ←

保健師等修学資金貸付金返納 (元金)

(単位: 円) ←

30年度以前		令和元年度分		令和2年度分		令和3年度分		令和4年度分		令和5年度分		計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
167	1,904,385	83	16,802,897	9	1,106,000	13	324,000	23	368,600	63	1,794,000	358	22,299,882

貸付利息

(単位: 円) ←

30年度以前		令和元年度分		令和2年度分		令和3年度分		令和4年度分		令和5年度分		計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	2,555	1	457	2	103,616	1	29,413	0	0	8	379,570	13	515,611

出典: 医療整備課作成資料

① サンプル抽出方法

医療整備課において貸付業務及び債権管理業務を担当しており、返還管理システム、個人別台帳 (原本を保管) によるほか、毎月の返納管理をスプレッドシートで行っている。そこで、個別に検証するサンプルは当スプレッドシートより任意抽出した。

② 案件情報

サンプル番号	ア	イ	ウ	エ
債権の種類	私債権			
返還決定時期	R3. 7	R3. 7	R3. 4	R2. 6
返還理由	就業5年未満	県内不就業	辞退・退学	県内不就業
支払方法	口座振替	口座振替	納入通知書	納入通知書
返還方法	月賦	月賦	月賦	月賦
返還期間	R3. 7-R6. 6	R3. 7-R4. 12	R3. 4-R4. 6	R2. 6-R5. 5
返還回数	36	18	15	36
返還総額	576,000円	648,000円	648,000円	648,000円
調定済合計	576,000円	648,000円	648,000円	648,000円
収納額合計	336,000円	648,000円	648,000円	648,000円
未納額合計	240,000円	0	0	0
一部免除金額	0	0	0	0
返還完了通知	-	R5. 3	R4. 11	R6. 3

(2) 手続

サンプル案件について貸付時から監査時点に至る下記資料を閲覧し、担当者に質問することにより、事務手続を検証した。

- ・返還システムの情報照会
- ・貸付時及び返還猶予・返還免除等事務手続に関する資料一式
- ・債権回収手続に関する資料一式

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 延滞利子の調定について（意見）

【現状・問題点】

保健師等修学資金条例第11条第1項において延滞利子の徴収が規定されており、これを受けて、「千葉県保健師等修学資金貸付金事務処理マニュアル（以下「事務処理マニュアル」という。）」12に延滞利子に関する事務処理を規定している。

現在、延滞利子の請求は、返還金の元本が全額返還された後にまとめて請求している。よって、元本が全額返還されるまでは調定することはない。

平成27年1月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が

公表され、同時に、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という総務大臣通知が発出され、平成 30 年 3 月までに一部事務組合を含む全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類の作成が要請された。

具体的には、平成 27 年度から全ての地方公共団体に対して財務書類等の作成が要請されたもので、地方公共団体の財務状況の透明性を高め、全国の地方公共団体間での比較可能性を確保するため、地方公共団体は発生主義・複式簿記に基づく財務書類を作成することにより、より明確な財務状態の確認が可能となる。

千葉県においても、この要請に対応しているところである。

もっとも、遅延損害金（延滞利子）については、貸付金が私債権であり、民法の適用によって納期限の翌日から自動的に発生しており、完納時に確定するわけではなく、法的には完納時から新たに発生しないに過ぎない。

したがって、時点を特定すれば、各年度で既に発生している遅延損害金は確定し、また、請求すべきところ、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等の歳入の所属する会計年度は、自治令第 142 条第 3 項において、次のように規定されていることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等は対象となる債権の歳入の属する会計年度に組み入れることとしており、発生主義による処理とはなっていない。

（歳入の会計年度所属区分）

第一百四十二条 歳入の会計年度所属は、次の区分による。

（略）

3 普通地方公共団体の歳入に係る督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第一項の規定にかかわらず、当該歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとする。

出典：自治令

しかし、既に発生している債権を調定せず、納入通知をしないことにより、未納者及び連帯保証人において支払金額について正確な情報を得ることができないほか、県として集計した未収債権金額も歪んでいることになる。

【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、延滞利子を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

② 辞退による貸付決定の取消時の手続について（指摘）

【現状・問題点】

事務処理マニュアル3(3)によると、「辞退又は退学の連絡を養成施設から受けた後、辞退届又は退学届、借用証書、連帯保証人の印鑑登録証明書を借受人から提出させる」とされている。なお、辞退の場合は、借受人が在学している間貸付金の返還を猶予することが可能である。

この場合において、返還を猶予する借受人から、貸付決定の取消時に辞退届のみ受領し、借用証書及び連帯保証人の印鑑登録証明書を返還猶予期間経過後に入手しているものがあった。

【結果（指摘）：医療整備課】

貸付決定の取消しに伴う手続と返還の猶予手続とを混同されたと考えられるが、貸付決定の取消しに伴う手続において、必要な書類を適時に漏れなく整備されるよう、マニュアルの明確化又は周知徹底等の対策を検討されたい。

③ 未納者の連帯保証人に対する措置について（意見）

【現状・問題点】

事務処理マニュアル10(7)において、「返還者が借受人本人である場合において、督促状や催告書を送付しても収入未済の状況が解消しない場合」に連帯保証人に対して取るべき手続が規定されている。

令和4年以降未納が生じている借受人に対して、督促状の送付、さらに直接電話による催告を行っているにもかかわらず、監査時点においてもなお収入未済の状況が解消していない債権について、連帯保証人に対しては、令和4年度及び令和5年度に一度ずつ催告依頼文書の送付をしているにとどまっている。当事務はマニュアルに記載された措置の1つであるが、年に一度文書を送付するだけでは実効性があるとは考えにくい。

医療整備課では貸付業務及び債権管理業務を2名で分担しており、一部弁護士事務所に委託している業務はあるものの、依然件数は多く、実効性ある対応を採る余力は限られている。

【結果（意見）：医療整備課】

マニュアルの見直しを行う、債権回収に知見のある専門部署や専門家へ適時相談し対応への助言を得る等、実効性を重視した管理体制整備の検討を要望する。

9 商工労働部・経済政策課：千葉県感染拡大防止対策協力金返還金

(1) 概要

① 制度の概要

千葉県感染拡大防止対策協力金とは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県からの営業時間短縮等の要請に協力した飲食店に対し協力金を支給する制度で、第1弾から第17弾まで（要請期間：令和2年12月23日から令和4年3月21日）実施された。この制度を利用して協力金を受給した飲食店の中で、不正受給した者や誤支給などによる受給者には千葉県感染拡大防止対策協力金返還金として、協力金の返還を要請している。

協力金の申請件数は約36万6千件、支給総額は約3,477億円、このうち、誤支給（過大支給を含む）は332件（全体の0.09%）、誤支給の支給総額は1億8,575万円（全体の0.05%）、不正受給は、56件（8者）（全体の0.01%）、不正受給総額は4,567万円（全体の0.01%）であった。なお、不正受給の内、反社会的勢力への支給件数は23件（2者）（全体の0.006%）、支給総額は1,654万円（全体の0.004%）であった。

② サンプル抽出方法

「令和4年度一般会計税外収入未済額」「令和4年度特別会計税外収入未済額」「令和4年度企業会計収入未済額」の3種類の収入未済額の明細を令和4年度末残高の大きい順に並べ替え、上位50事業を抽出した。

この50事業は、「債権名称」ごとに集計をしたものであり、事業ごとに複数の債権が計上されているところ、そのうち商工労働部経済政策課の債権名称「千葉県感染拡大防止対策協力金返還金」においては、令和6年3月末時点に収入未済となっている債権は39件（11者）であることから、全件をサンプルとした。

③ 案件情報

番号	概要	相手方	元金・加算金	弾	金額	通知書発行日	納期限	督促状発行日	支払指定期日	状況	返還額	未返還額
1	第11弾・早期給付分の返還	D	元金	11早	700,000	3/31/2022	4/15/2022	5/2/2022	5/12/2022	未納	0	700,000
2	第11弾・早期給付分の返還	E	元金	11早	700,000	3/31/2022	4/15/2022	5/2/2022	5/12/2022	未納	0	700,000
3	第11弾・早期給付分の返還	F	元金	11早	700,000	3/31/2022	4/15/2022	5/2/2022	5/12/2022	未納	0	700,000
4	過大支給に係る返還	G	元金	11	700,000	4/13/2022	4/28/2022	5/17/2022	5/27/2022	一部納付	125,000	575,000
5	不正受給に係る返還	A	元金	2	1,860,000	4/19/2022	5/6/2022	5/13/2022	5/23/2022	一部納付	1,400,000	460,000
6	不正受給に係る返還	A	元金	9	600,000	4/19/2022	5/6/2022	5/13/2022	5/23/2022	未納	0	600,000
7	不正受給に係る返還	A	元金	10	525,000	4/19/2022	5/6/2022	5/13/2022	5/23/2022	未納	0	525,000
8	誤支給に係る返還	H	元金	15	600,000	10/31/2022	11/15/2022	12/2/2022	12/12/2022	一部納付	190,000	410,000
9	誤支給に係る返還	I	元金	15	600,000	10/31/2022	11/15/2022	12/2/2022	12/12/2022	一部納付	20,000	580,000
10	誤支給に係る返還	J	元金	16	495,000	10/31/2022	11/15/2022	12/2/2022	12/12/2022	一部納付	100,000	395,000
11	誤申請による返還	K	元金	15	600,000	11/10/2022	11/25/2022	12/12/2022	12/22/2022	未納	0	600,000
12	不正受給に係る加算金	B	加算金	3	466,200	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	466,200
13	不正受給に係る延滞金	B	延滞金	3	56,400	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	56,400
14	不正受給に係る加算金	B	加算金	4	228,000	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	228,000
15	不正受給に係る延滞金	B	延滞金	4	28,200	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	28,200
16	不正受給に係る加算金	B	加算金	5	107,400	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	107,400
17	不正受給に係る加算金	B	加算金	6	201,300	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	201,300
18	不正受給に係る延滞金	B	延滞金	6	25,500	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	25,500
19	不正受給に係る加算金	B	加算金	7	136,600	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	136,600
20	不正受給に係る延滞金	B	延滞金	7	18,400	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	18,400
21	不正受給に係る加算金	B	加算金	8	124,000	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	124,000
22	不正受給に係る延滞金	B	延滞金	8	16,800	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	16,800
23	不正受給に係る加算金	B	加算金	9	121,900	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	121,900
24	不正受給に係る延滞金	B	延滞金	9	16,800	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	16,800
25	不正受給に係る加算金	B	加算金	10	126,600	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	126,600
26	不正受給に係る加算金	B	加算金	11	385,500	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	385,500
27	不正受給に係る加算金	B	加算金	12	106,100	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	106,100
28	不正受給に係る加算金	B	加算金	13	158,700	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	158,700
29	不正受給に係る加算金	B	加算金	14	125,800	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	125,800
30	不正受給に係る加算金	B	加算金	16	87,000	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	87,000
31	不正受給に係る加算金	B	加算金	17	62,100	10/25/2023	11/9/2023	11/27/2023	12/7/2023	未納	0	62,100
32	不正受給に係る返還	C	元金	6	760,000	3/12/2024	3/27/2024	4/15/2024	4/25/2024	未納	0	760,000
33	不正受給に係る返還	C	元金	7	550,000	3/12/2024	3/27/2024	4/15/2024	4/25/2024	未納	0	550,000
34	不正受給に係る返還	C	元金	8	500,000	3/12/2024	3/27/2024	4/15/2024	4/25/2024	未納	0	500,000
35	不正受給に係る返還	C	元金	9	500,000	3/12/2024	3/27/2024	4/15/2024	4/25/2024	未納	0	500,000
36	不正受給に係る返還	C	元金	10	525,000	3/12/2024	3/27/2024	4/15/2024	4/25/2024	未納	0	525,000
37	不正受給に係る返還	C	元金	11	1,725,000	3/12/2024	3/27/2024	4/15/2024	4/25/2024	未納	0	1,725,000
38	不正受給に係る返還	C	元金	12	480,000	3/12/2024	3/27/2024	4/15/2024	4/25/2024	未納	0	480,000
39	不正受給に係る返還	C	元金	13	720,000	3/12/2024	3/27/2024	4/15/2024	4/25/2024	未納	0	720,000
全体合計					16,439,300						1,835,000	14,604,300
元金合計					13,840,000						1,835,000	12,005,000
加算金合計					2,437,200						0	2,437,200
延滞金合計					162,100						0	162,100

出典：経済政策課作成資料

#1～3 (D E F) 収入未済額：2,100,000円

#1～3は、千葉県感染拡大防止対策協力金の第11弾の早期受給分に対する返還金である。早期給付分とは、第11弾では、時短営業等の要請期間が長くなることが予定されたこと等を踏まえて、要請期間終了前に協力金の一部の70万円を先渡しした制度であった。そのうえで、要請期間中は時短営業等を行い、要請期間終了後に要請に応じたことを示す書類を提出して正規申請を行い、県が支給要件を満たすことを確認することにより、早期給付分の受給権が確定し、第11弾の残部を支給することとなっていた。まず、#1のD氏は、後日の申請書で既に飲食店を閉店していることが判明したため、早期に支給した70万円の返還を求めている

る。なお、D氏はかなりの高齢で、自身が支給要件を満たすものと誤解して申請していたことが確認できた。#2のE氏は、要請期間が終わり正規申請の受付期間が到来しても正規申請を行わず、申請するよう促したものの、結局正規申請がなかったことにより、支給要件を満たすことが確認できなかったことから、返還請求を行った。#3のF氏についても、E氏と同じ状況であり、申請を促したが、結局正規申請がなかったため、返還を求めている。なお、F氏は現在出国しており、所在不明の状況である。

#4 (G) 収入未済額：575,000円

#4は、千葉県感染拡大防止対策協力金の第11弾の過大支給に対する返還金である。

前述の#1～3のサンプルで述べたように、千葉県感染拡大防止対策協力金の第11弾は要請期間終了前に70万円の早期給付があり、G氏もその対象者であった。

協力金の残額を支給する際に、早期給付の業務委託の受託事業者から早期給付を実施した対象者のデータを県が受領し、保健所の営業許可データベースとともに第11弾の受託事業者に対して提供した。第11弾の受託事業者において、営業許可データベース上の飲食店の営業許可番号のうち、早期給付を実施したものにフラグを立て、フラグが立っている飲食店から第11弾の正規申請があった場合は、70万円を控除して支給することとしていた。

前提として、営業許可データベースには、原則として1行につき1つの飲食店の情報が掲載されているという理解のもとで手続を実施していた。しかし、当該データベース上で、1つの飲食店にもかかわらず営業許可の更新前と更新後の2つの行が掲載されている場合が確認できた。

そして、G氏については、早期給付分を支給した時点では許可の更新前だったため、旧許可にフラグが立っており、第11弾の正規申請時点では更新後で、新許可にフラグが立っていないため、70万円の控除がされることなく支給されることとなった。

#5～7 (A) 収入未済額：1,585,000円

#5～7は、千葉県感染拡大防止対策協力金の第2弾、第9弾、第10弾の不正受給に対する返還金である。協力金の給付は、申請者が飲食店の営業許可証の許可名義人であることが前提となるが、当該飲食店の営業許可証については、A氏の元配偶者が許可名義人であった。しかし、申請時にはA氏が許可名義人であると名義人欄を変造した営業許可証を提出していた。

協力金支給の審査の際には、営業許可証の内容と保健所から提出されているデータを突合することとなっていたが、この突合を失念した結果、不正受給が発生

した。

これは、県が申請受付・審査・支給事務を委託した事業者において、多数の申請（約36万6千件）を迅速に処理し支給するなかで、事務ミスが発生してしまったものである。この際、人為的なミスを防止するためダブルチェックを行っていたが、ダブルチェックの担当者も手順を失念してしまった。

#8～10（H I J） 収入未済額：1,385,000円

#8～10は、千葉県感染拡大防止対策協力金の第15弾（H I）、第16弾（J）の誤支給に対する返還金である。

第15弾以降の協力金については、支給対象として、確認店制度^{※1}を活用し、「令和4年1月26日までに営業許可を取得した上、確認店と認められた飲食店であること」を支給要件に含めていた。調査業務の担当課から経済政策課が確認店リスト^{※2}の提供を受け、協力金事業の受託事業者に提供し、受託事業者が確認日（確認店と認められた日）を参照して支給要件を満たすか（確認日が令和4年1月26日以前の日付か）を確認の上、支給することとしていた。

H I Jについては、受託事業者は、この確認店リストの見方^{※3}を適切に理解しておらず、決裁日欄の記載の有無を確認することなく調査日の日付を基に確認日を判定していたため、令和4年1月26日時点ではまだ確認店となっておらず、調査継続中の飲食店に対する誤支給が発生した。

※1 この確認店制度とは、協力金事業とは別に、感染拡大防止を目的として設けられていた制度である。具体的には、担当課が委託した事業者が飲食店を訪問のうえ、基本的な感染防止対策が取られていることが確認できた飲食店を確認店とし、店舗にステッカーを掲示させ、県ホームページで確認店の一覧を公表していた。

※2 飲食店が確認店に該当するかに関する調査事務は経済政策課とは別の課が行っており、当該課から調査業務を受託していた（協力金事業の受託事業者とは別の）事業者が、調査日・調査結果等を記載したリスト上に、同課が確認店として認定した決裁日等を追記したリストを「確認店リスト」と呼んでいた。

※3 この確認店リスト上で、「決裁日」欄に日付が記入されている場合、「調査日」欄に記入された日付を、確認店として認定された日（＝確認日）としていた。「調査日」欄に日付が掲載されている一方で、「決裁日」欄に日付がない場合は、まだ調査が継続中であることを示しており、調査日＝確認日とはならなかった。調査が終了して決裁され、「決裁日」欄に日付が記入された場合に、遡って調査日が確認日として認められるという仕組みだった。

#11（K） 収入未済額：600,000円

#11は、千葉県感染拡大防止対策協力金の第15弾について、Kが誤申請したこ

とによる返還金である。第 15 弾の支給要件を満たすには、#8～10 で確認したように、令和 4 年 1 月 26 日までに営業許可を取得した上で確認店となり、令和 4 年 2 月 13 日まで連続して県の要請を遵守する必要があった。

これに対し、K は、令和 4 年 1 月 26 日から同年 2 月 13 日の要請期間中に店舗を移転しており、移転前の旧店舗について、令和 3 年 10 月 2 日に確認店となったものの、令和 4 年 2 月 2 日に廃業届を提出したことにより営業許可が失効しており、同時に確認店でもなくなっていた。一方、移転後の新店舗については令和 4 年 3 月 12 日に確認店となっていた。このように、要請期間中に確認店である状態が連続していなかったため、支給要件を満たしていなかった。

しかし、K は第 15 弾の申請に際して、要請期間を通じて要請を遵守し、支給要件を満たしていたと誤った認識を持っており、誤った内容のまま提出されていた。

なお、K の旧店舗廃業の届け出の提出が遅れたことにより、保健所から提供されていた営業許可データベース上で旧店舗廃業の事実が反映できていなかった。これにより、受託事業者は、旧店舗が令和 4 年 2 月 2 日の要請期間中に廃業されている事実を把握できず、旧店舗が要請期間を通じて要請を遵守したと過失なく誤信し、第 15 弾を支給することとなった。

したがって、K への支給については、誤支給ではなく、受託事業者の対応に過失はなかった。

#12～31 (B) 収入未済額 : 2,599,300 円

#32～39 (C) 収入未済額 : 5,760,000 円

#12～31 は、千葉県感染拡大防止対策協力金の第 3 弾～第 17 弾（第 15 弾を除く）について、B の不正受給に係る加算金と延滞金の返還金、#32～39 は、第 6 弾～第 13 弾について、C の不正受給に係る協力金の返還金である。

B と C は共に反社会的勢力であり、千葉県感染拡大防止対策協力金の支給対象外であったにも関わらず、申請をし、受給に至った。

千葉県が支給する補助金などは、事前に反社チェック（県による暴力団排除照会（担当課が環境生活部くらし安全推進課を介して千葉県警に確認））をすることとなっていたが、協力金については、速やかに支給する必要がある一方、件数が極めて大量で、確認処理をすぐに終えることが困難であったため、県警とも協議の結果、申請者から暴力団関係者ではない旨の誓約書を徴取・確認の上、支給し、反社チェックは事後に行うこととした。この取扱いは、国からの指示によるものではなく、各都道府県に一任されていた。ただし、この B 及び C が反社であることは、事後的な照会の結果判明したのではなく、県警の別件の捜査で、千葉県に問合せがあり発覚したものであり、これを受けて返還請求をすることとなった。

これらの不正受給については、千葉県は警察に被害届を出して、刑事事件化し、刑事裁判も終了しており、両名とも有罪（Bは執行猶予、Cは収容中）となっている。

Bは自身が所属する組織の長の指示で、不正受給に至っていたため、県が指示をした者と納付交渉を行い、元金全額の返還を得た上、加算金及び延滞金について連帯保証人となる契約を取り付けた。この連帯保証人から分納の申し出があったため、分納誓約書を徴取し、一括納付が困難であることを改めて確認の上、分納を実施することとなった。

一方で、Cは単独の犯行であったことから、Cへ返還を請求しているが、収容中であることより、収容先に財産調査の同意書を提出するよう依頼する文書を送っている。この同意書の回収を待って財産調査を実行する予定である。なお、Cは財産がないと弁護士を通じて主張しており、返済はいまだ受けていない。

（２） 手続

案件の概要を商工労働部経済政策課の担当者から聴取し、債権管理簿や関係資料を閲覧することで、当該案件を検証した。

（３） 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 遅延損害金等について（＃1～11・＃32～39、意見）

【現状・問題点】

＃1～11、＃32～39の遅延損害金、延滞金、加算金は、民法等に従い発生する債権ではあるが、未調定の状態であるため未済金にはあたらないことを理由として、決算時の収入未済金への報告も、決算書への計上もされていない。確かに、財規第218条は発生済の債権について即時に調定しない場合があることを前提とした規定であり、債権管理適正化の手引でも以下のように、遅延損害金は、元本完済後に調定を行うことと、決算書に未調定の債権を計上しないことを容認している。

第3 債権の適正な管理

（４） 債権に係る記録の整備

債権によっては、債権発生と同一の年度内に債権の総額を調定しないものがある。例えば、貸付金は、貸し付けた時点で県が債権（返還請求権）を有することとなるが、貸付時に定めた弁済期（返済の約定期日）が到来

するか、所定の返還事由が生じるまでは、実際の調定は行わない。

このような債権は、年度末の収入未済額に債権の総額が計上されないこととなり、その実態が不透明になりやすい。

出典：債権管理適正化の手引

一方、平成 27 年 1 月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、同時に、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という総務大臣通知が発出された。

この通知では、平成 30 年 3 月までに一部事務組合を含む全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類の作成が要請された。

具体的には、平成 27 年度から全ての地方公共団体に対して財務書類等の作成が要請されている。

この要請は、地方公共団体の財務状況の透明性を高め、全国の地方公共団体間での比較可能性を確保するために行われたもので、地方公共団体は発生主義・複式簿記に基づく財務書類を作成することで、より明確な財務状態の確認が可能となる。

千葉県においても、この要請に対応しているところである。

しかしながら、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等の歳入の所属する会計年度は、自治令第 142 条第 3 項において、次のように規定されていることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等は対象となる債権の歳入の属する会計年度に組み入れることとしており、発生主義による処理とはなっていない。

(歳入の会計年度所属区分)

第一百四十二条 歳入の会計年度所属は、次の区分による。

(略)

3 普通地方公共団体の歳入に係る督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第一項の規定にかかわらず、当該歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとする。

出典：自治令

【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

② 協力金支給時の手続の対応について（#4（G）・#5～7（A）・#8～10（H I J）、意見）

【現状・問題点】

概要の（1）③案件情報で説明したように、県の関係課や、協力金事業の受託事業者との連携等に課題があり、協力金を誤支給したケースが確認された。具体的には以下のようなになる。

・ #4（G） 収入未済額：575,000 円

営業許可データベースの内容についての理解が適切ではなかったことにより、協力金を過大支給してしまった。これに対し、経済政策課からは、今後の対応について以下の説明を受けた。

今後、協力金事業を行う際には、審査担当者によるマニュアル内容の習熟やダブルチェックの徹底等により人為的なミスによる支給を防止するよう、周知徹底してまいります。

・ #5～7（A） 収入未済額：1,585,000 円

協力金審査時には、保健所からのデータと営業許可証を照合して、支給対象に該当するかを確認することとなっていたが、審査担当者がマニュアルの内容を適切に理解できていなかったことにより、不正申請を見抜くことができず、支給をしてしまった。これに対し、経済政策課からは、今後の対応について以下の説明を受けた。

今後、協力金事業を行う際には、審査担当者によるマニュアル内容の習熟やダブルチェックの徹底等により人為的なミスによる支給を防止するよう、周知徹底してまいります。

・ #8～10（H I J） 収入未済額：1,385,000 円

協力金事業の受託事業者が、協力金支給に際し、確認資料となる「確認店リスト」の見方を正確に把握していなかったことにより、協力金を誤支給してしまった。これに対し、経済政策課からは、今後の対応について以下の説明を受けた。

今後、協力金事業を行う際には、審査担当者にマニュアルの内容を確実に実施させるよう周知徹底してまいります。

【結果（意見）：経済政策課】

協力金事業の実施にあたり、関係課や、受託事業者などとの連携を強化し、受託事業者にマニュアルなどの内容を適切に理解させた上で、ダブルチェックなどを実施し、人為的誤謬を防ぐ対応を行うことを要望する。

10 農林水産部・団体指導課：農業改良資金（違約金）

(1) 概要

① サンプル抽出方法

農林水産部団体指導課の債権名称「農業改良資金（違約金）」について、任意の事務所として香取農業事務所をサンプル抽出した。

② 案件情報

サンプル番号	ア	イ	ウ
債権の種類	私債権	私債権	私債権
債権発生原因	貸付金に伴い 生じる違約金	貸付金に伴い 生じる違約金	貸付金に伴い 生じる違約金
主債務者	A	B	C
連帯債務者、保証人、連帯保証人	有（2名）	有（2名）	有（2名）
裁定額（貸付金額）	13,820,000円	16,640,000円	2,143,000円
収入未済額(令和6年3月31日現在)	7,384,236円	6,451,130円	788,871円
督促日	－（据置期間が経過 した後、順次償還（返 済）される債権であ るため。）	－	－
消滅時効起算日	令和6年9月26日	平成26年11月19 日	令和3年3月1日
催告日	令和6年6月	令和5年5月	令和6年4月
財産調査	実施済み	実施済み	実施済み
滞納処分	－	－	－
法的措置	－	－	－
徴収緩和	－	－	－
債務者等の破産	－	－	－
相続（相続放棄）	－	該当あり	該当あり
債権放棄	－	実施済み（令和6 年12月27日）	－

③ 債権概要

ア 根拠法令等

1.2 農林水産部・団体指導課：農業改良資金（貸付金の償還金）を参照

イ 制度趣旨

1 2 農林水産部・団体指導課：農業改良資金（貸付金の償還金）を参照

ウ 制度の概要

1 2 農林水産部・団体指導課：農業改良資金（貸付金の償還金）を参照

エ 債権における収入未済額

(ア) 債権全体の収入未済額

41,968,802 円

(イ) 各事務所における収入未済額

各事務所における農業改良資金違約金の収入未済状況（令和5年度末）は次のとおりである。

(単位：千円)

NO	収入未済額
1	6,451
2	789
3	7,384
香取農業事務所（合計）	14,624
4	1,388
5	2,000
6	918
7	842
	1,276
8	2,451
海匠農業事務所（合計）	8,875
9	2,650
10	1,442
11	2,616

12	8,089
山武農業事務所（合計）	14,797
13	3,673
長生農業事務所（合計）	3,673
合計	41,969

出典：団体指導課提出資料に基づき監査人作成

（２）手続

主務課である農林水産部団体指導課からヒアリングを行い、回答を受けた。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、関係資料の提供を受けた。加えて、本違約金に関する未収金の一次的な管理は、出先機関である各農業事務所において行われていることから、農業事務所から取り寄せた債権管理簿を閲覧した。

（３）結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることにする。

① 債務者及び連帯保証人へ通知している違約金の通知文について（ア、意見）

【現状・問題点】

香取農業事務所では主債務者に対し、「農業改良資金貸付金違約金の納入について（通知）」を送付している。

主債務者に対して通知した内容は次のとおりであった。なお、主務課は、主債務者に対しても元金に関する通知を別に送っている。

【主債務者に対して通知した農業改良資金違約金額】

農業改良資金違約金（約定償還日平成9年5月6日）	4,415,525 円
農業改良資金違約金（約定償還日平成8年5月7日）	2,968,711 円
合 計	7,384,236 円

出典：「農業改良資金貸付金違約金の納入について」に基づき監査人作成

連帯保証人へ通知している通知文については、次のように記載している。

【連帯保証人に対して通知している内容】

2 延滞している金額（借受者が弁済しない場合にあなたに支払いを求めることとなる額）		
令和5年6月21日		
延滞額	元金	(省略)
	違約金	27,608,125円
	計	(省略)
(違約金利率年12.25%)		

出典：「農業改良資金の借受者の延滞について（通知）」に基づき監査人作成

違約金の金額は、主債務者に対しては、7,384,236円と記載している一方、連帯債務者に対しては、27,608,125円と記載しており、相違が生じている。

これについて、主務課に質問したところ、主債務者と連帯保証人と通知文の意図が異なっているためとの回答があった。具体的には、次のとおりである。

主債務者には、支払のため、納付書とともに通知文を送付したため、主債務者あて通知文には、未確定の違約金を除く、約定償還額の未済額（まず納付を求める額）のみ記載した。

連帯保証人宛ての通知については、連帯保証人に完済に必要な総額を認識させる意味から、その時点で試算した未確定の違約金も含めて記載した。

これに関して、債権管理適正化の手引においては、特に督促における通知文に関して、定められたフォーマットはなく、督促において違約金を記載する旨の規定はない。しかし、納付交渉時におけるポイントとして、次の内容が記載されている。

【(4) ア 納付交渉のポイント】

延滞金や遅延損害金が発生する債権の場合は、その根拠と金額（これは概算でもよい）を確認しておき、相手方に対し完納後にそれらの請求があることを説明すること。
--

出典：債権管理適正化の手引

主債務者本人に対して、完納後に違約金の支払があることは香取農業事務所にしても伝達済みである。また、令和4年度をはじめ、適宜主債務者に対して違約金の額は示しており、主債務者もおおよその金額は把握している。しかし、令和5年度においては通知を実施しておらず、主債務者がおおよその金額を把握していたとしても、違約金の金額を適時に伝達しなければ事後的なトラブルにつながる等、円滑な回収には繋がらないため問題である。

また、平成 27 年 1 月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、同時に、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という総務大臣通知が発出された。

この通知では、平成 30 年 3 月までに一部事務組合を含む全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類の作成が要請された。

具体的には、平成 27 年度から全ての地方公共団体に対して財務書類等の作成が要請されている。

この要請は、地方公共団体の財務状況の透明性を高め、全国の地方公共団体間での比較可能性を確保するために行われたもので、地方公共団体は発生主義・複式簿記に基づく財務書類を作成することで、より明確な財務状態の確認が可能となる。

千葉県においても、この要請に対応しているところである。

しかしながら、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等の歳入の所属する会計年度は、自治令第 142 条第 3 項において、次のように規定されていることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等は対象となる債権の歳入の属する会計年度に組み入れることとしており、発生主義による処理とはなっていない。

(歳入の会計年度所属区分)

第一百四十二条 歳入の会計年度所属は、次の区分による。

(略)

3 普通地方公共団体の歳入に係る督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第一項の規定にかかわらず、当該歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとする。

出典：自治令

【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

② 連帯保証人に対する催告について（ウ、指摘）

【現状・問題点】

死亡した連帯保証人の相続人である 3 名に対し、香取農業事務所は、主債務者の返済意思を尊重し催告を実施していなかった。

この点、債権管理適正化の手引によると保証人に対する催告は次のとおりの記載がある。

【催告について】

保証人が設定されている債権では、保証人に対しても催告を行い、納付を求めていく必要がある。特に、非強制徴収公債権及び私債権については、自治法第240条及び自治令第171条の2第1号の規定により、主債務者に督促した後相当の期間を経過してもなお履行されないときには、保証人に履行を請求することが義務付けられている。

ここでいう「相当の期間」とは、他の自治体ではおおむね1年程度と解されていることが多いが、保証人に対する請求を早期に行うことで債権の回収可能性が高まることから、速やかに請求を行っていくべきである。

保証人に請求を行うべきではない特別の事情がある場合（単に債務者から請求を控えるよう要請されている場合は含まず、債務者や保証人の生活状況や関係性等を総合的に勘案し、請求を行わないことが社会的にも容認されうる場合に限定すること。）には、その理由を整理し、債権管理簿等に記録を保存しておく。

出典：債権管理適正化の手引

債権管理適正化の手引に基づくと、私債権については、自治法第240条及び自治令第171条の2第1号の規定により、主債務者に督促した後相当の期間を経過してもなお履行されないときには、保証人に履行を請求することが義務付けられている。

また、保証人に請求を行うべきではない特別の事情がある場合（単に債務者から請求を控えるよう要請されている場合は含まず、債務者や保証人の生活状況や関係性等を総合的に勘案し、請求を行わないことが社会的にも容認されうる場合に限定すること。）には、その理由を整理し、債権管理簿等に記録を保存しておくことが要請されている。

香取農業事務所においては、主債務者の返済意思を尊重したとのことであるが、未収金の早期かつ適切な回収に向けて、主債務者に対する請求とともに連帯保証人に対して請求をしていないことは、未収金の早期かつ適切な回収ができなくなる点で問題である。

【結果（指摘）：香取農業事務所】

未収金の早期かつ適切な回収ができるよう連帯保証人の相続人3名に対しても請求するようにされたい。

1 1 農林水産部・団体指導課：林業・木材産業改善資金（貸付金の償還金）

(1) 概要

① サンプル抽出方法

農林水産部団体指導課の債権名称「林業・木材産業改善資金（貸付金の償還金）」について、金額的重要性を鑑み、金額の大部分を占める南部林業事務所をサンプルとした。

② 案件情報

サンプル番号	ア 南部林業事務所
債権の種類	私債権
債権発生原因	貸付金債権
主債務者	法人
連帯債務者、保証人、連帯保証人	A（令和5年7月 主債務の時効援用の申立てを受ける。） B（平成23年9月 破産免責許可決定） C（平成28年4月 破産免責許可決定） D（平成29年12月 本人死亡。令和元年6月相続人全員の相続放棄を確認）
裁定額（貸付金額）	40,000,000円
収入未済額（令和6年3月31日現在）	38,569,287円
督促日	- (3年の据置期間が経過した後、4年目から償還（返済）されるものであるため)
消滅時効起算日	平成28年4月27日
催告時期	令和5年
財産調査	主債務者（平成27年 不動産登記調査） 連帯保証人A（令和3年 不動産登記調査）
滞納処分	-
法的措置	訴訟手続・・・未実施 徴収停止・・・要件非該当 支払猶予・・・特別法要件非該当
徴収緩和	-
債務者等の破産	平成27年2月 知事命令により解散。 現在まで清算手続が行われておらず、登記上は法人が消滅していない。

相続（相続放棄）	Dのみ実施
債権放棄	実施済み（令和6年12月27日）
その他の債権消滅事由	-

③ 債権の概要（詳細）

林業・木材産業改善資金は、林業従事者等が林業・木材産業経営の改善等を目的として、新たな林業・木材産業部門の経営の開始、林産物の新たな生産・販売方式の導入、林業労働に係る安全衛生施設・福利厚生施設の導入を行うために必要な資金を、国と県との財政資金を原資として無利子で貸し付けるものである。

出先機関である各林業事務所において貸付、償還に係る事務及び経営指導を行っており、主務課である農林水産部団体指導課が資金管理及び各林業事務所に対する指導等を行っている。

本債権は、債務者法人に対し、新たに製材施設を導入（製材機一式・工場棟の設置）するための資金として、平成16年12月21日付けで40,000千円を貸付したものである。

※ 据置期間3年、償還計画（平成20年度：5,716千円、平成21～26年度：5,714千円）、私債権

④ 収入未済発生の原因

国内景気低迷に伴う住宅着工件数の減少により、国産材の需要が低迷したことにより厳しい経営状況となり、第1回償還（平成20年度）と第2回償還（平成21年度）の延滞が発生したため、平成22年度に残る第3回～7回償還までの5か年分28,570千円（5,714千円×5年）を一括請求した。

⑤ 債務者の状況

- ・連帯保証人4名のうち、2名は自己破産、1名は死亡、1名は主債務の時効を援用しており、連帯保証人の債務は全て消滅している。
- ・現在は、主債務者1名（解散済の法人）が債務者として残っている。

⑥ 時効期間

○主債務者

- ・平成28年4月27日（連帯保証人の自己破産に伴う免責）から令和3年4月27日（5年間）
- ・その後、時効が更新される事由はなく、令和3年4月に催告（特定記録郵便により令和3年4月23日に配達完了。）を行い、民法第150条により、6か月の時効の完成猶予となった。

その後、令和3年10月23日の終了をもって時効が完成した。

○連帯保証人A

- ・連帯保証人Aは平成30年6月に連帯保証債務を承認した。その後時効が更新される事由はなく、令和5年6月に連帯保証債務の時効が完成することから、担当課が同6月に連帯保証人Aに催告を行い、民法第150条による6か月の時効の完成猶予となった。その後、令和5年7月13日に主債務の時効を援用したため、債務は消滅した。

(2) 手続

主務課からヒアリングを行い、回答を受けた。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、関係資料の提供を受けた。また、本貸付金の一次的な管理は、各林業事務所において行われていることから、南部林業事務所から取り寄せた債権管理簿を閲覧した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

なお、③については、監査開始当初、指摘事項あるいは意見すべきと思われる事態が見受けられたものの、監査の実施中に状況の変化があったものであり、事例として記録を残しておく意義があると考えた。

① 遅延損害金について（ア、意見）

【現状・問題点】

私債権の場合は、債務者が時効の援用をしない限り債権は消滅しない（民法第145条）。そのため、私債権である当債権においても、消滅時効が完成しても遅延損害金は確定しておらず、債権放棄を行わない限り遅延損害金は確定しないことから、遅延損害金の調定を行っていなかった。令和5年度末に認識すべきであったと考えられる遅延損害金の金額を試算すると次のとおりである。

【違約金試算額】

時点	日付	違約金金額（円）
令和5年度末	令和6年3月31日	66,757,354

出典：団体指導課提出資料に基づき監査人作成

平成27年1月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、同時に、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という

総務大臣通知が発出された。

この通知では、平成 30 年 3 月までに一部事務組合を含む全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類の作成が要請された。

具体的には、平成 27 年度から全ての地方公共団体に対して財務書類等の作成が要請されている。

この要請は、地方公共団体の財務状況の透明性を高め、全国の地方公共団体間での比較可能性を確保するために行われたもので、地方公共団体は発生主義・複式簿記に基づく財務書類を作成することで、より明確な財務状態の確認が可能となる。

千葉県においても、この要請に対応しているところである。

しかしながら、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等の歳入の所属する会計年度は、自治令第 142 条第 3 項において、次のように規定されていることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等は対象となる債権の歳入の属する会計年度に組み入れることとしており、発生主義による処理とはなっていない。

(歳入の会計年度所属区分)

第一百四十二条 歳入の会計年度所属は、次の区分による。

(略)

3 普通地方公共団体の歳入に係る督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第一項の規定にかかわらず、当該歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとする。

出典：自治令

【結果（意見）：総務課】

各債権管理担当課において、遅延損害金等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。

また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。

② 林業・木材産業改善資金債権管理マニュアルについて（ア、意見）

【現状・問題点】

主務課において、「林業・木材産業改善資金債権管理マニュアル」（平成 25 年 3 月制定、以下、本項において、「マニュアル」という。）が作成されており、延滞発生直後の対応方法から、その後の法的手続や不納欠損処分に関する事項までが詳細に記載されている。

マニュアルには、延滞者に償還計画を記載した償還計画書を提出させるとした

規定や各林業事務所が延滞者の一般財産からの回収見込、担保物件からの回収見込、連帯保証人からの回収見込の調査・検討を基に回収見込表を作成することが規定されていたが、いずれも実施されていなかった。

これについて、主務課に質問したところ、マニュアルを基に主務課及び各林業事務所は債権管理を実施していたが、近年の債権管理については、平成 30 年 3 月に、県の債権管理の基礎となる債権管理適正化の手引の大幅な見直しが行われ、より詳細な手法が示されたことから、これに基づき、総務課の指示を仰ぎながら債権管理を行っているとの回答があった。

また、マニュアルの廃止について質問したところ、主務課では、債権管理適正化の手引には記載されていない部分を参考とすることができるためマニュアルを廃止せずにそのまま残しており、マニュアルに記載されていることは必須事項という扱いはしていないとのことであった。

業務マニュアルは業務を平準化、効率化するとともに、業務の属人化を防止し、手続漏れを防止するものでもある。特に、主務課及び各林業事務所が有するマニュアルにおいては、債権管理を適正に行うために主務課内で確認がなされ、制定されたものであり、前任の職員が自分のために作成したマニュアルを後任が更新しながら引き継いでいくものではない。

そのため、マニュアルに記載している内容を参考資料として使用するのであれば、主務課及び各林業事務所内の職員が参考資料として利用できる箇所を明示するとともに、マニュアルの中で使用しない箇所があれば、該当部分を削除する等の改訂作業を実施しなければ、マニュアルを有効に活用することができず、中途半端なマニュアルがあることでかえって業務に混乱をきたす可能性がある。

【結果（意見）：団体指導課、南部林業事務所】

主務課及び各林業事務所においては、債権管理適正化の手引を準用しつつ、一部については独自で策定したマニュアルに基づき、債権管理を行っていることから、これまでに得られた経験や知見等を踏まえた債権管理等に係る業務マニュアルについて、適時、適切に更新するよう要望する。

③ 債権放棄について

【現状・問題点】

本債権は、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立された法人である主債務者が、平成 16 年に、法人の代表者を含む 4 名の連帯保証人を設定して林業・木材産業改善資金 40,000,000 円を借り受けたことに伴い発生した債権である。

主債務者は、清算手続が行われておらず法人格は消滅していないため、債権も

消滅していないが、法人の残余財産は無いことから、そこからの回収の見込みはない。また、主債務者の清算人に対し、平成 27 年度以降も、文書催告・臨戸訪問を継続しているものの接触できていないことから、時効の援用が行われる見込みもない。

南部林業事務所は、令和 3 年には、主債務の消滅時効が完成してしまうことから訴訟の提起も検討したが、主債務者及び連帯保証人 A の収入や財産状況からすると、強制執行をしたとしても回収の見込みはないと判断し、催告を継続した。しかし、令和 5 年 7 月に連帯保証人 A から主債務の時効の援用の申立てがあったため、連帯保証人から回収できる可能性は無くなった。

主債務の消滅時効は、令和 3 年 10 月に完成していることから、令和 5 年 3 月施行の債権管理条例第 9 条第 1 項第 1 号に該当するものとして、南部林業事務所は、債権放棄することをやむを得ないと判断した。

南部林業事務所では、債権管理適正化の手引に従って処理がなされている。この手引には、時効が完成した場合の取扱いについて、次のとおり記載がある。

【債権管理適正化の手引 債権放棄について】

2 債権放棄

(2) 条例で定める債権放棄の事由

恣意的な債権放棄を防止するため、条例では、将来的にも徴収の見込みがなくなったと判断できる事由を類型化し、列挙している。

ア 消滅時効が完成したとき（条例第 9 条第 1 項第 1 号）

消滅時効が完成した債権については、徴収努力を尽くしたにもかかわらず時効の更新を行うことができなかつたものであり、今後徴収努力を継続しても徴収の見込みがなくなったと判断することができる。

なお、債務者の所在が判明している場合であっても、それまでの交渉の経過から債務者による弁済や債務承認等の行為が期待できないときは、債権放棄の対象になる。

また、違法又は不当に公金の徴収を怠る事実（自治法第 242 条）があると認められた場合、住民監査請求や住民訴訟の対象となり得ることから、消滅時効が完成した債権の放棄に当たっては、徴収努力を尽くしたもののみが対象となることに留意する必要がある。

徴収努力を尽くしたといえるかどうかは、条例で規定する債権放棄の事由に該当するまでの債権回収の取組みの過程において、債務者に対する請求・交渉を適時適切に実施しているかどうか、法的措置の可否を十分に検討しているか等を総合的に判断することになる。

出典：債権管理適正化の手引

そのため、債権管理適正化の手引に基づくと、「消滅時効が完成した債権については、徴収努力を尽くしたにもかかわらず時効の更新を行うことができなかつたものであり、今後徴収努力を継続しても徴収の見込みがなくなつたと判断することができる。」として記載があり、当記載に基づけば、消滅時効が完成した時に、債権放棄を実施し、不納欠損処分に関する手続をすべきであるが、南部林業事務所においては実施していない。

これは、当初は令和5年度末に債権を放棄する予定であったが、これまでの債権回収の取組（徴収努力）について慎重な検討が必要であったためである。具体的には、催告の記録が確認できない期間が2～3年ほどあったため、主債務者・連帯保証人に対する債権回収の取組は適切だったか、また、主債務者等は不動産等を所有しており、訴訟提起・強制執行があり得たため、訴訟提起の検討を適切に行つたか等について精査が必要であると総務部が判断したためである。

回収の見込みのない債務者に対して債権管理を継続することは、債権管理の効率化を妨げる一因となる。そのため、債権放棄の実施は、業務の有効性及び効率性の目的からも重要である。また、回収可能性のない債権について、自治体の帳簿に計上し続けることは、自治体の財政状態を正確に把握することができなくなる一因となるため、財務報告の信頼性の目的からも重要である。

以上から、特段の合理的な事情がある場合を除き、債権放棄手続を適時適切に実施する必要がある。

なお、本債権については、総務課において、令和6年12月27日に債権管理条例に基づき、同条例第9条第1項第1号を理由に債権放棄手続済みであり、2月議会で報告予定となっている。

1.2 農林水産部・団体指導課：農業改良資金（貸付金の償還金）

（1）概要

① サンプル抽出方法

農林水産部団体指導課の債権名称「農業改良資金」について、任意の一件をサンプルとした。

② 案件情報

サンプル番号	ア
債権の種類	私債権
債権発生原因	貸付金債権
主債務者	A
連帯債務者、保証人、連帯保証人	有（連帯保証人2名）
裁定額（貸付金額）	13,820,000円
収入未済額（令和6年3月31日現在）	6,240,000円
督促日（債務承認書確認日）	－（据置期間が経過した後、順次償還（返済）される債権であるため。）
消滅時効起算日	令和6年9月26日
催告日	令和6年6月
財産調査	実施済み（ただし、本人からの聞き取り）
滞納処分	－
法的措置	－
徴収緩和	－
債務者等の破産	－
相続（相続放棄）	－
債権放棄	－
その他の債権消滅事由	－

③ 債権概要

ア 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、農業改良資金助成法（旧規定。以下、本項において「旧法」という。）、農業改良資金助成法施行令（旧規定）、農業改良資金助成法施行規則（旧規定）、農業改良資金制度運用基本要綱、千葉県農業改良資金貸付規則（旧規定。以下、本項において「旧県規則」という。）、千葉県農業改良資金取扱要領（旧規定）、千葉県農業改良資金貸付資格認定要領である。

イ 制度趣旨

農業改良資金は、農業者の農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的として、最新の農業技術、新規作物の導入、新たな農産物の加工などに必要な資金につき、無利子で貸し付けられる資金のことである（旧法第1条）。

ウ 制度の概要

（ア）貸付資金の種類

貸付資金の種類としては、農業改良措置の実施に必要な、(i) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金、(ii) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金、(iii) 家畜の購入又は育成に必要な資金、(iv) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金（農林水産大臣が指定するもの）がある（旧法第2条）。

(イ) 貸付条件

I 償還期間及び利率

本貸付金の償還期間は、原則10年以内（据置期間は原則3年以内）（旧法第5条第1項及び第2項）、無利子であるが（旧法第5条第1項）、違約金については延滞金額に対して年12.25%の割合である（旧法第11条）。なお、現在の制度（下記（ウ）II参照）における償還期間は、原則12年以内（据置期間は原則3年以内）となっている。

II 貸付限度額

本貸付金の貸付限度額は、従前個人が1,800万円以内、法人等が5,000万円以内であった（旧県規則第5条第2項）。

(ウ) 貸付方法

I 平成22年度まで

本貸付金の貸付方法は、県が借入希望者に対して直接資金を貸し付ける方式（直貸方式）と、金融機関等の融資機関が借入希望者に対して上記資金を貸し付ける際の資金を県が融資機関に貸し付ける方式（転貸方式）の2種類が法律上規定されていた。

II 平成22年度以降

本制度は、平成22年の法改正により、農業改良資金融通法に基づく貸付制度へと変更され、貸付主体が株式会社日本政策金融公庫となったため、以後、県を主体とする貸付制度は終了している。

エ 債権における収入未済額

(ア) 債権全体の収入未済額

33,302,000円

(イ) 各事務所における収入未済額

各事務所における貸付額及び農業改良資金償還金の延滞状況（令和5年度末）は次のとおりである。

(単位：千円)

NO	農業事務所	貸付額	収入未済額
1	印旛	19,820	15,246
印旛農業事務所 (合計)		19,820	15,246
2	香取	13,820	6,240
香取農業事務所 (合計)		13,820	6,240
3	海匝	24,312	3,768
4	海匝	13,000	5,850
海匝農業事務所 (合計)		37,312	9,618
5	山武	6,485	2,087
6	山武	6,850	111
山武農業事務所 (合計)		13,335	2,198
合計		84,287	33,302

(2) 手続

主務課である農林水産部団体指導課からヒアリングを行い、回答を受けた。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、関係資料の提供を受けた。また、本貸付金に関する未収金の一次的な管理は、出先機関である各農業事務所において行われていることから、農業事務所から取り寄せた債権管理簿を閲覧した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 財産調査の同意書の取得について (ア、意見)

【現状・問題点】

農業改良資金は、私債権に該当し、県が規定している債権管理適正化の手引に基づき債権管理を行っている。

私債権が徴収困難となった場合は、強制徴収公債権と同様に財産調査を行い、法的措置の実施や徴収緩和の措置について検討することとなるが、財産調査は原則として債務者の任意の協力に基づくものとなることや、滞納処分のような強制的な徴収を行うことができないことから、粘り強い取組が求められる。

この点、県が規定している債権管理適正化の手引においては、次のとおりの記載がある。

【財産の任意調査について】

(1) 財産の任意調査

ア 公に示されている情報に係る財産調査

(中略)

イ 調査同意書による財産調査

債務者等が自ら財産がないことを主張しながら、資料の提出に非協力的な場合に備え、滞納の初期段階までにあらかじめ調査に同意する旨の文書を得ておき、その写しを添付して関係先に調査を依頼することにより、依頼先から協力を得られる可能性が高くなる。

なお、調査同意書はあくまでも債務者等から任意的に提出してもらう文書であり、提出を強制する権限はないことに留意する。

調査の依頼先は次のとおり。

- ・金融機関

取引状況について照会する。手数料は原則として無料だが、複写量の実費相当額を求められる場合があり、そのときは役務費等で支出する。

- ・市区町村

住民税及び固定資産税の課税状況等について照会する。

出典：債権管理適正化の手引

現在、各農業事務所では、本人からの聞き取りや臨戸訪問において、適宜農業改良資金の財産調査を実施しているほか、主債務者保有の全ての不動産において、不動産登記事項の確認を実施している。

その結果、サンプルとして抽出した債権に関しては、主債務者保有の全ての不動産において担保に入れていることが判明しており、本人からの聞き取りや臨戸訪問において、収支状況に余裕がないことを確認している。

しかし、交渉記録を確認すると、主債務者の主張が、従前に聞いている内容と相違していることや本来返済すると約束していた金額について、返済がなされていないことが分かった。

財産調査は、原則として債務者の任意の協力に基づくものであり、滞納処分のような強制的な徴収を行うことができない以上、債務者の協力を基に債権管理を行わないといけない。債務者の主張に矛盾が生じている場合や債務者が虚偽の主張をした場合には、予定していた債権の回収ができず、結果的に、法的措置の検討を含め、債権回収のための実行案の策定や実施等が遅れる可能性がある問題である。